大谷口北町宮ノ下町会会則

平成30年4月21日 改正

大谷口北町宮ノ下町会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、大谷口北町宮ノ下町会と称し、事務所を大谷口北町76番地 4号に置く。
- 第2条 本会は、大谷口北町52番地より90番地、並びに大谷口上町90 番地、及び大谷口二丁目68番地の地区内で、本会の趣旨に賛同する 有志をもって構成する。
 - (2) 会員は世帯主及び会社、事務所、営業所の他、これに類するものの代表または管理者とする。

第2章 目的

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、町内住民の向上発展と明るい生活、 福祉の増進に寄与することを目的とする。 なお、本会は一切の政治活動に関与しない。

第3章 事業・組織

- 第4条 本会の目的を達成するため下記の事業を行う。
 - 1. 防犯・防火・防災に関する事業。
 - 2. 環境・衛生・福祉・厚生に関する事業。
 - 3. 交通・女性・青少年に関する事業。
 - 4. 会員相互の慶弔に関する事業。
 - 5. その他本会の目的に必要と認められる事業。
- 第5条 本会の事業を遂行するために下記の組織を設け、担当業務は次のとおりとする。
 - 1.総務部…(1)総会・役員会、その他全体会議の運営。
 - (2) 組織全体にかかわる事務全般。
 - (3) 広報活動
 - (4) 会員の葬儀に関わる事項
 - (5) 他部署に属さない一切の業務。

- 2.会 計 部…現金出納・予算・決算等会計に関する業務全般。
- 3. 防 犯 部…防犯に関する業務全般。
- 4. 防 火 防 災 部…防火・防災に関する事業全般。
- 5. 環境衛生福祉部…環境・衛生・福祉・厚生に関する事業全般。
- 6. 交 通 部…交通に関する事業全般
- 7. 女 性 部…女性の感性を生かした各種活動(フェスティバル・祭礼・各部の事業等)への支援活動全般。
- 8. 青 少 年 部…青少年の健全育成に関する事業全般

第4章 役員および選考

- 第6条 本会の会務執行ために、下記の役員を置き、その職責は次のとおりとする。
 - 1. 会 長 1名 … 本会を代表し会務全般を統括する。
 - 2. 副会長 若干名 … 会長を補佐し、会長事故あるときはその 任務を代行する。
 - 3. 監査役 2名 … 会務執行監査・会計監査を担当する。
 - 4. 部 長 8名 … 各部の業務を担当する。
 - 5. 副部長 若干名 … 各部の部長を補佐し、部長事故あるときは その任務を代行する。
 - 6. 地区部長 … 地区会員の会務・連絡に当たる。
- 第7条 会長、副会長および監査役は選考委員会の推薦又は選挙により総会に おいて選出する。
 - (2) 部長・副部長・地区部長は総会において会長が委嘱する。
- 第8条 選考委員による推薦にて役員を選任する場合、総会直前の役員会において選考委員を選任し、その選考委員により候補者の推薦を行うものとする。
- 第9条 本会に相談役若干名を置くことが出来る。
 - (2) 相談役は町会役員10年以上、または本会に特に功労があった者を役員会の推薦により会長が委嘱する。
 - (3) 相談役は必要に応じ会長の相談に応じるものとする。
- 第10条 役員の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

(2) 補欠により選任された役員の任期は前任者の残存期間とする。

第5章 会 議 等

- 第11条 本会の会議は、「定期総会」「臨時総会」「役員会」「執行部会」「正副 部長会議」とし、それぞれ会長が招集し議長となる。
- 第12条 会議の構成員は次のとおりとする。
 - 1. 定期総会・臨時総会……全会員
 - 2. 役 員 会………… 会長、副会長、監査役、各部長および部員 ならびに地区部長
 - 3. 執行部会………会長、副会長、及び会長が指名した者
 - 4. 正副部長会議………会長、副会長、及び各部の正副部長
 - (2) 監査役は必要に応じ執行部会・正副部長会に出席することができる。
- 第13条 第12条の会議における議事については議事録として記録する。
- 第14条 定期総会は年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 第15条 本会の総会は下記事項を審議する。
 - 1. 予 算
 - 2. 決 算
 - 3、事業報告ならびに事業計画
 - 4. 会則の改正
 - 5. 役員の改選
 - 6. その他役員会が必要と認めた事項
- 第16条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の過半数から要求が あったとき、および監査役から請求があったときに開催することが出 来る。
- 第17条 会議の決議は出席者の過半数の同意を要する。
 - (2) 会則の改正は総会出席者の三分の二以上の同意を要す。

第6章 会 計

- 第18条 本会の会費は月額200円とする。
- 第19条 本会の会計は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。
- 第20条 本会の会計は必要な帳簿を備え、常時監査役の査閲に支障なき様に 整備する。
- 第21条 本会の運営は会費によるが、必要に応じて寄付を受けることが出来る。

第7章 慶 弔

- 第22条 本会の会員及びその配偶者死亡の際は5,000円を贈り弔意を表する。
 - (2) 特に本会の功労者に対しては、執行部会で審議し別途弔意を表することができるものとする。
- 第23条 役員を10年以上務め、円満離任する場合、其の在任中の労を謝し 記念品を贈ることができる。 記念品は在任期間・功績・その他を考慮して役員会が審議決定する。

第8章 法令順守

- 第24条 第6条に定める役員は、会務において知りえた個人情報を公表若しく は第三者に開示してはならない。
 - (2) 第6条に定める役員は、職務上の地位を利用して自己または第三者の 利益を収受してはならない。

附則

- 1. 本会則は平成5年4月26日からこれを実施する。
- 2. 本会則は平成30年4月21日より改正実施する。
- 3. 大谷口北町宮ノ下町会ホームページは次のとおりとする。 http://www.chokai.info/miyanoshita/